(六)　被災代替資産等の特別償却制度について、償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者を右記(一)の制度の中小企業者とすることとした。(租税特別措置法第四三条の三及び第六八条の一八関係)

(九)　特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。(租税特別措置法第一一条の三、第四四条の二及び第六八条の二〇関係)

(1)　適用対象となる事業者を右記(一)の制度の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又はこれに準ずる一定の法人であるもののうち中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和五年三月三一日までの間に中小企業等経営強化法の認定を受けた同法の中小企業者に該当するものとする。

(2)　対象資産について、次の見直しを行う。

イ　中小企業等経営強化法の認定を受けた日から同日以後一年を経過する日までの間に取得等をするものに限定する。

ロ　機械装置及び器具備品の部分について行う改良又は機械装置及び器具備品の移転のための工事の施行に伴って取得等をするものを加える。

ハ　特定事業継続力強化設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外する。

(3)　令和五年四月一日以後に取得等をした特定事業継続力強化設備等の償却割合を一〇〇分の一八（改正前一〇〇分の二〇）に引き下げる。

(一〇)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。(租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係)

(1)　産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び経済金融活性化特別地区に係る措置について、対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一定の特定高度情報通信技術活用システムに該当するものを認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の対象となるものに限定する。

(2)　過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置を除外する。

(3)　半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置の適用期限を二年延長する。

(二)　特別償却等に関する複数の規定の不適用措置について、事業者の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに右記(一)の制度の対象となる試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額につき右記(一)の制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、他の特別償却又は特別税額控除の規定を適用しないこととした。(租税特別措置法第一九条、第五三条及び第六八条の四二関係)

(三)　中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和六年三月三一日までの間に中小企業等経営強化法の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」という。）の取得価額が一〇億円を超える場合を除く。）において、その特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の一〇〇分の七〇相当額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できることとした。なお、この準備金については、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その経過した準備金の金額にその事業年度の月数を乗じてこれを六〇で除して計算した金額を益金の額に算入する。(租税特別措置法第五五条の二及び第六八条の四四関係)

(三)　農業経営基盤強化準備金制度について、適用対象となる事業者を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限定した上、その適用期限を二年延長することとした。(租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係)

(四)　土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション（改正前決議要除却認定マンション）を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とすることとした。(租税特別措置法第六二条の三及び第六八条の六八関係)

(五)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置の適用対象に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割事業における敷地権利変換があったことによりその譲渡損益調整資産の譲渡につき本特例の適用を受ける場合を加えることとした。(租税特別措置法第六五条及び第六八条の七二関係)

(六)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、適用対象から過疎地域の外から内への買換え及び防災再開発促進地区内にある土地等の買換えを除外することとした。(租税特別措置法第三七条、第三七条の二、第三七条の四、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係)

(七)　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

事業者が、その有する株式（以下「所有株式」という。）を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が一〇〇分の八〇に満たない場合を除く。）には、その譲渡した所有株式（交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分に限る。）の譲渡損益を計上しないこととした。(租税特別措置法第三七条の一三の三、第六六条の二の二及び第六八条の八六関係)

(六)　特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の創設

青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和三年四月一日から令和八年三月三一日までの間に開始する各事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書（インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限る。）は、有価証券報告書とみなすこととするとともに、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく公表事業報告書に記載して同法の規定により提出し、かつ、同法の規定により説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、